

## 市場改革について

平成24年6月1日

証券会員制法人 札幌証券取引所

本所では、新興市場であるアンビシャスの位置づけ等について検討を行ってまいりましたが、今般、アンビシャスを「近い将来における既存市場（以下：「本則市場」という）へのステップアップを視野に入れた、中小・中堅企業向けの育成市場」として市場コンセプトを再確立するとともに、そのコンセプト明確化のために、アンビシャスから本則市場への市場変更を促進するため本則市場を含めた対応を行う一方、信頼性向上のための上場制度上の対応や、上場後にビジネスモデルが崩壊し業績の低迷が続く企業を退出させる新たな廃止基準を新設することといたしました。

また、北海道経済が長期低迷を続ける中、新たな企業や産業の育成が求められており、中小・中堅企業に機動的な資金調達の間を提供し、ひいては投資者への投資機会の提供にもつながる市場改革を行います。

以 上

アンビシャスの市場コンセプト :

「近い将来における本則市場へのステップアップを視野に入れた、中小・中堅企業向けの育成市場」

## 本則市場

### 【本則市場へのステップアップ促進策】

- 市場変更時の措置
  - ・変更申請時における提出書類の簡素化
  - ・本則市場上場基準の緩和(変更時)
  - ・審査料無料化(アンビシャス上場後3年間) 等

### 上場審査の特色

【入り口は広く・使い易く、  
市場の品質管理は厳正に！】

#### ○対象企業

- ・成長性が見込まれる中小企業
- ・安定的な成長を続けている  
中小・中堅企業
- ・地域経済貢献のため、北海道  
と何らかのつながりを有する

#### ○上場審査基準の見直し

- ・推薦書の緩和(成長性)
- ・上場時時価総額の廃止
- ・株主数の緩和
- ・少数特定持株比率の新設
- ・純資産 1億円以上(特例あり)
- ・公募要件の廃止

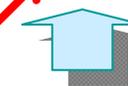
など

上場審査  
約2ヶ月

アンビ  
シャス  
上場



企業成長に合わせた  
ステップアップ



## アンビシャス市場

### 【育成市場としてのバックアップ】

- ・適時開示の相談・指導
- ・札証におけるIRの実施・参加
- ・JQ-アナリストレポート・プラットホームの利用
- ・時々のテーマを取り上げた「札証セミナー」への参加
- ・コンプライアンス(インサイダー研修)の講師派遣
- ・会議・セミナー等の会場提供 など

### 【信頼性向上策】

- ・上場時、上場会社監査事務所による監査の義務付け
- ・上場管理料の新設 ・警告措置制度の導入

アンビ  
シャス  
上場から10  
年経過

ステップアップ  
計画書などの  
提出(予定)

【アンビシャスの  
上場廃止基準】

【ビジネスモデル崩壊により業績低迷が続く企業】  
\* 営業利益等に係る上場廃止基準の新設

凡例: 制度改定  
を伴わないもの

## 新旧対照表

[【規則改正の新旧対照表はこちらをご覧ください】](#)

平成24年6月1日改正

形式基準	アンビシャス市場		既存(本則)市場		
	旧	新	旧	新	
市場の位置付け(目的)	成長が期待される企業に対して、円滑に、かつ、機動的に資金調達を行うことのできる場を提供するとともに、投資家に新たな投資機会を提供すること目的として開設	地域経済の発展に資するとともに、投資者に新たな投資機会を提供することを目的とし、成長性が見込まれる企業の資金調達等を容易にするための市場とする。	中堅企業・大企業向け市場	変更なし	
市場コンセプト	開設時～ 高い成長の可能性が期待される企業に対する、本則市場と並立する市場	近い将来における本則市場へのステップアップを視野に入れた、中小・中堅企業向けの育成市場			
対象企業	全国の成長性が見込まれる企業	*北海道に本店若しくは主要事業拠点を有しない場合は、北海道内における事業活動又は事業計画の状況等、北海道との関連性を記載した書面の提出を求める	全国の中堅企業・大企業	変更なし	
主幹事証券の「推薦書」	成長性に関する事項の記載を含む「推薦書」の提出	次の場合は、「推薦書」の成長性に関する事項の記載は不要 ・最近2期が連続して営業利益50百万円以上	推薦書	アンビシャスからの市場変更の場合推薦書は不要とする	
上場基準	上場時時価総額	時価総額3億円以上、純資産1億円以上 又は 時価総額5億円以上、純資産「正」	上場時時価総額基準は廃止	10億円以上	アンビシャスからの市場変更の場合6億円以上
	上場株式数	—	—	2000単位以上	変更なし
	株主数	上場時200人以上の見込み	上場時100人以上の見込み	300人以上	
	少数特定者持株比率	—	上場時80%以下の見込み	上場時80%以下	
	単元株式数	100株	変更なし	100株	
	純資産	上場時時価総額3億円以上で純資産1億円以上 又は上場時時価総額5億円以上で純資産「正」	純資産 1億円以上 *但し、最近2年間の営業利益が継続して50百万円以上の場合は、純資産「正」	直前期3億円以上	上場時3億円以上
	利益等	直前営業利益「正」。*但し「マイナス」でも本所が認めた場合可。	変更なし	最近1年間の経常利益又は税前利益の低い額50百万円以上	最近1年間の経常利益50百万円以上
	事業継続年数	1年以上		3年以上	変更なし
	公募等実施	500単位以上公募	公募は要件としないものとする	—	
	不適正意見	虚偽記載を行っていない、適正意見・・・2期分	変更なし	虚偽記載を行っていない、適正意見・・・2期分	
	虚偽記載	虚偽記載を行っていない(最近2年間に終了する財務諸表等他)		虚偽記載を行っていない(最近2年間に終了する財務諸表等他)	
その他、信頼性向上策		・本則への市場変更の緩和措置の制定  【信頼性向上策】 ・上場会社監査事務所による監査の義務付け ・標準上場審査期間の設定、引受審査内容の提出		・アンビシャスからの市場変更の場合、提出書類の一部省略 ・アンビシャス上場後3年以内の市場変更は審査料無料 ・本則市場からアンビシャスへの市場変更を廃止 【信頼性向上策】 ・上場会社監査事務所による監査の義務付け ・標準上場審査期間の設定、引受審査内容の提出	
廃止基準	時価総額	2億円未満	2億円未満 (但し、上場後4年間は適用を猶予する。また、直前事業年度における純資産額が2億円以上の場合は適用除外とする)	5億円未満	5億円未満 (但し、直前事業年度における純資産額が5億円以上の場合は適用除外とする)
	上場株式数	—	—	2000単位未満	変更なし
	株主数	事業年度末に100人未満(猶予期間1年間)	事業年度末に100人未満(猶予期間1年間、新規上場の場合は2年間)	事業年度末に100人未満(猶予期間1年間)	
	少数特定者持株比率	—	80%以下とならない場合(猶予期間1年間、新規上場の場合は2年間)	80%以下とならない時他	
	株式売買高等	最近1年間平均売買高2単位未満	変更なし	最近1年間平均売買高2単位未満	
	利益等	—	4年間継続して営業利益及び営業活動によるキャッシュフローが負の場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュフローが正とならないとき。	—	4年間継続して営業利益及び営業活動によるキャッシュフローが負の場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュフローが正とならないとき。
	債務超過	事業年度末に債務超過(猶予期間1年間)		事業年度末に債務超過(猶予期間1年間)	変更なし
	監査意見	「不適正意見」の場合、その影響が重大	変更なし	「不適正意見」の場合、その影響が重大	
	虚偽記載	有報に「虚偽記載」の場合、その影響が重大		有報に「虚偽記載」の場合、その影響が重大	
信頼性向上策		【信頼性向上策】 ・警告制度の導入 ・上場管理料の新設		【信頼性向上策】 ・警告制度の導入 ・上場管理料の新設	